

大日本地震史料

卷之十八

自嘉永六年二月
至安政元年六月

嘉永六年二月二日丁丑、相摸、伊豆、駿河、三河、遠江諸國、地大ニ震ヒ、小田原城市、被害最モ夥シ、

〔高麗環雜記〕

嘉永六年二月十九日、

大久保加賀守家來

高澤六左衛門

先達而御届申上候、去る二日已上刻地震強、其後度々之地震に而、小田原居城内外北之方強、相州、駿州領分之内、潰家、破損所、左之通り、

一天守櫓科櫓共、瓦壁落、所々大破、

一二階櫓五ヶ所、瓦壁落、所々大破、

一平櫓壹ヶ所、半潰、

一渡櫓四ヶ所、

内

貳ヶ所、半潰、

貳ヶ所、大破、

一多門櫓三ヶ所、

内

壹ヶ所、堀江潰落、

貳ヶ所、半潰、

一門拾貳ヶ所、

内

三ヶ所、半潰、

三ヶ所、傾、

六ヶ所、大破、

一番所拾四ヶ所、

内

三ヶ所、潰、

貳ヶ所、半潰、

九ヶ所、大破、

一橋貳ヶ所、大破、

一本丸、二、三丸、瓦墜倒、其外大破之分共、千九拾四間半、

一本丸、二、三丸石垣、所々崩并孕、

一御用米藏六棟、

内

貳棟、半潰、

四棟、大破、

一二九居所、諸役所、半潰、

一同所稽古所、并臺所向、潰、

一同所厩壹棟、大破、

一同所飼料部屋壹棟、大破、

一同所駕籠部屋壹棟、大破、

一三九諸役所八棟、并門三ヶ所、

内

貳棟、并門貳ヶ所、潰、

六棟、并門壹ヶ所、半潰、

一同所土藏六棟、

内

壹棟、潰、

五棟、半潰、

一二、三九外堀土居、并根石等、所々崩、

一文武諸稽古所四棟、

内

三棟、潰、

壹棟、大破、

一城内社四ヶ所、

内

貳ヶ所、潰、

貳ヶ所、半潰、

一船小屋壹ヶ所、潰、

一普請方役所、并職人小屋共八棟、

内

五棟、潰、

三棟、半潰、

一侍屋敷五拾八軒、潰、

一貳百壹軒、半潰、
(同脱カ)

一同門拾貳ヶ所、潰、

一同石垣百八拾三ヶ所、崩、

一同堀拾四ヶ所、潰、

一同土藏三拾ヶ所、大破、

但此外侍屋敷、長屋、小屋等所々潰、破損等有之、

一小役人長屋六拾三棟、

内

拾壹棟、潰、

五拾貳棟、半潰、

一足輕小屋百七拾六棟、

内

拾九棟、潰、

百五拾七棟、半潰、

一家中諸稽古道場拾壹ヶ所、半潰、

一燔硝藏壹棟、大破、

一用米土藏八棟、大破、

一同所役所壹棟、潰、

一厩壹棟、大破、

一同所飼料部屋物置壹棟、大破、

一大砲臺場三ヶ所、破損、

一城下口々木戸三拾九ヶ所、大破、

一外曲輪土手、并石垣共、所々崩、

一使者引請所壹棟、大破、

一濱手石垣三百拾五間、崩、

一船方土藏壹棟、半潰、

一箱根御關所面番所、椽類根太とも、大破、

一同所柵、所々損、

一同所石垣貳拾五間餘、崩孕、

一根府川御關所柵、總體倒損、

一同所石垣、所々崩、

一矢倉澤關所上下門、番所共、大破、

一同所高札場、損、

一同所石垣、所々崩、

一同所定番人居宅三住居、大破、

一仙石原關所上下門、番所共傾、所々大破、

一同所柵百五拾間、損、

一同所石垣四拾壹間、崩、

一同所定番人居宅壹住居、半潰、

一谷ヶ村關所上下門、損、

一同所門内外、所々地割、

一同所柵拾六間餘、倒、其外所々損、

一同所石垣貳拾七間餘、崩、

一同所、岩崩落所々、

一川村關所面番所、大破、

一同所石垣、所々崩、

一同所柵、所々破損、

一板橋村より畑宿迄、往還道破損、貳拾壹ヶ所にて貳百貳拾

貳間、崩缺所共、

一二子山邊往還江、大石夥敷落、一旦通路差留申候、

一往還並木敷地破損、六拾三ヶ所にて五百拾四間餘、

丙

内 貳百八拾九間餘、崩、

百九拾八間、地割、

貳拾六間餘、石垣崩、

一同井堤崩、七拾六ヶ所、

一同根返木、百五拾本、

一同橋七ヶ所、橋臺、石垣共所々損、

一堂宮八拾貳ヶ所、

内

三拾五ヶ所、潰、

四拾七ヶ所、半潰、

一社家六軒、

内

三軒、潰、

三軒、半潰、

一同厩壹棟、半潰

一寺院本堂、庫裏百四ヶ所、

内

貳拾ヶ所、潰、

八拾四ヶ所、半潰、

一同門貳拾四ヶ所、

内

貳拾ヶ所、潰、

四ヶ所、半潰、

一同土藏拾六棟、

内

三棟、潰、

拾三棟、半潰、

一同物置、并灰小屋共三拾八ヶ所、

内

貳拾三ヶ所、潰、

拾五ヶ所、半潰、

一同石垣崩、五拾貳ヶ所、

一同堤崩、貳拾七ヶ所、

一同門前地借家拾七軒、半潰、

一町家貳拾軒、潰、

内

貳拾軒、御傳馬役家、
(拾九)

拾八軒、人足役家、
(拾九)

一同百三拾軒、半潰、

内

拾貳軒、御傳馬役家、

九拾壹軒、人足役家、

一同四百三拾軒、破損、

內

百七拾四軒、御傳馬役家、

貳百五拾六軒、人足役家、

一同土藏貳拾八棟、潰、

內

三棟、御傳馬役家、

貳拾五棟、人足役家、

一同土藏貳百七拾六棟、(潰脫カ)

內

四拾五棟、御傳馬役家、

貳百三拾壹棟、人足役家、

一同土藏八拾四棟、破損、

內

拾九棟、御傳馬役家、

六拾九棟、(五カ)人足役家、

一同物置小屋壹ヶ所、潰、

但人足役家、

一同怪我人三人、

內

男貳人、女壹人、御傳馬役家、

一水口六百拾五間餘、崩、

一百姓家貳千貳百貳拾九軒、

內

八百貳拾四軒、潰、

千四百五軒、半潰、

一同土藏五百拾九棟、

內

八十八棟、潰、

四百三拾壹棟、半潰、

一同厩、灰小屋、物置共貳千八拾九軒、

內

千貳百八拾六棟、潰、

八百三軒、半潰、

一堰崩并破損、千五百三拾六ヶ所、

一水門并埋樋、掛樋七拾七ヶ所、

內

三拾九ヶ所、崩落、

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

三拾八ヶ所、破損、

一山崩、三百四拾壹ヶ所、

一堤崩、三千貳百八拾ヶ所、

一脇往還道、五百五拾ヶ所、

内

貳百六拾九ヶ所、崩落、

貳百八拾壹ヶ所、破損、

一橋三百五拾壹ヶ所、

内

百四拾貳ヶ所、崩落、

貳百九ヶ所、破損、

一川除石倉長貳千四百八拾七間、崩落、破損、

一同土手長壹萬貳千四百八拾壹間餘、

内

貳千七百六拾三間、崩落、

九千七百拾八間餘、破損、

一同梓出し七拾七ヶ所、破損、

一同石瘤出し四ヶ所、破損、

一作道千六百四拾八ヶ所、崩落、破損、

一石垣千六拾ヶ所、崩落、破損、

一高札場三ヶ所、破損、

一炭竈六拾六ヶ所、潰、

一田畑荒所御座候、

一怪我人拾人、

内

五人、男、

五人、女、

一死人貳拾三人、

内

拾四人、男、

九人、女、

一斃馬四疋、

右之通御座候、箱根御關所を始、御締り筋は、早速手當申付、

御別條無之候、且往還道筋之儀も、同様手當申付、通路差支

無御座候、田畑損毛之儀は、追々可申上候、此段御届申上候、

以上、

二月十九日

大久保加賀守

右之通、御用番阿部伊勢守様江御届申上候に付、此段申上

候、以上、

大久保加賀守家來

二月十九日

高澤六左衛門

二十二日、

大久保長門守

私領分相摸國足柄上郡山田村、去る二日已上刻地震強、

百姓潰家等左之通り、

一高札場潰、

壹ヶ所、

一堂宮門庵、潰、半潰共、

五ヶ所、

一潰家、

拾四軒、

一半潰家、

廿四軒、

一土藏半潰、

拾ヶ所、

一馬屋、灰小屋、半潰共、

五拾六ヶ所、

一物置小屋、半潰共、

九軒、

一水車潰、

貳ヶ所、

一石橋損、

拾ヶ所、

一川通岸崩、田畑荒、

數ヶ所、

一即死女、

壹人、

右之通御座候、尤外人馬怪我無御座候、此段御届申上候、以上、

二月廿二日

大久保長門守

(小田原藩士星見某書翰)

小田原地震之模様、

一當月二日四ツ時頃之地震、御天守極大破、御屋形大破損、本丸、二ノ丸、三ノ丸、塀不殘御堀水中に落申候、石垣も餘程水中に落申候、三階之渡り櫓、大手渡り櫓等、不殘潰れ申候、

一酒匂川橋、前川橋等落、往來通路無之、二子山より大石等往還江落出、七日之間往來無之、箱根宿、畑宿、井温泉場、何れも大破、箱根御關所、矢倉澤御關所等、月に二日の交代に候處、是以御番所交代も不相成、十五日目に而交代いたし申候事に而候、

一御家中内も、御城より北之方極大破に而、潰れ家も多く、乍然人死者御家中に者無之、御城より南之方は破損少しに而、乍然小田原宿元等者、間口五十間之大石垣、不殘往來になげ出し、居宅も破損、壁も餘程ふるひ、家も曲り、新規立同様に不致候而者不相成、乍然門は破損無之候、殊に拙者の部屋杯大破損、泉水之方に曲り、壁もふるひ、拙者事、度々小田原へ出候而も、部屋普請無之内は困候事に而候、兄作太夫等は、屋敷内稻荷社之前に幕打、十五日之内、野陣に而居住いたし申候、小田原宿元は、破損無之分也、一御家中、町家在共に、皆野陣に而、御家中高祿は幕打、又小

身之ものはむしろ澁紙等に而、四方かこひ、當分居住、町在共に何れも戸板坏、或はむしろ等に而、寒さを凌ぎ居候様子に候、小田原總氏神松原大明神等、本社のみこのり、拜殿其餘皆總潰れ、是も御上普請、いつ出來候やも難計事、小田原町中、みな居住のもの無之、何れも濱に出、或は野陣こも張之内に入候事故、たま〜近邊歩行之人も、めし酒も無之、困と申事に而候、町家も小田原城下十九町之内、竹ノ花町、須藤町、大工町は町家總潰れに而、立家一軒も無之、又町中之土藏等者、御城より北之方は、多分總潰れに而、町中無事之土藏者、一つも無之候、

一近在も關本村、塚原村邊、人死多く、道了權現等大破、近在村々矢倉澤迄之内、潰家千八百八軒之、御上届けに而候、

一近邊寺院も格別之破損に而、都而墓所等は何れ之寺院も墓總倒れ、誠に珍敷事に而候、小田原元祿之大地震も、是程に家中迄之潰家無之、乍然元祿之度は、御天守より出火に而、御本丸、其外焼失と申候、天明之大地震も、此半分に無之と申候、此度之地震に付、町方三ヶ所出火に候得共、早々けし留め、火災は無之相濟申候、任幸便見分あらまじを申進候、

〔安政二年乙卯珍話〕

嘉永六年癸丑二月二日朝四ツ半時、相州小田原大地震に而、夜明まで三十度、同三日廿五度程、同四日二度にて漸々鎮り、即死、怪我人有之、

〔續々泰平年表〕

嘉永六年二月二日、

江戸地震兩度、

此日、三、遠、相、豆四ヶ國大地震、相州小田原邊、別而強く、居城大破損、并侍屋敷及民家等大損、潰家二千二百餘、土藏千四百八十八ヶ所、怪我人七百餘、死七十九人、斃馬三疋、但出火無之、翌三日、同十三日、都合三度地震、此時、箱根、足柄山等之岩石大木數多倒、一時に二子山の嶺石轉落、通路塞り、同六日迄旅人の往來を絶す、同時、所謂七ヶ所之温泉場、悉く大損す、城主大久保加賀守、居城大破に付、願に依て早參府す、

〔校正王代一覽〕

嘉永六年二月二日、相摸國大地震ニテ、小田原城毀レ、市舎壞ル者二千二百餘、壓死スル者七十九人、損傷スル者七百人餘アリ、箱根、足柄、二子ノ諸山崩テ、道路ヲ塞グ、

○死傷人ノ數、高麗環雜記ノ小田原本支兩藩上申ニ據レバ、僅ニ三十四人ニ過ギズ、然ルニ年表怪我人七百人餘ニ作レルハ、誇大ニ失セリ、王代一覽、蓋、亦其誤ヲ襲ヌルノミ、

〔幕府日記〕

嘉永六年四月二十七日、左之通申渡之、

大久保加賀守

領分地震山崩等に而、居城住居向、并御關所、其外家中在

郷始、悉破損に付、拜借之儀被相願候趣、達御聽、可爲難儀

と被思召候、依之金壹萬兩拜借被仰付候、返納之儀者、御

勘定奉行可被談候、

右於波之間、備前守申渡、書付渡之、老中列座、

○小田原大久保家譜、コノ震災ヲ載セズ、

安政元年六月十五日壬午、山城、大和、河内、和泉、

攝津、伊賀、伊勢、丹波、近江、越前、紀伊、尾張ノ諸

國、地大ニ震フ、就中、伊賀、伊勢、大和、夥シク災

害ヲ被レリ、

〔二條家内々番所日記記〕

嘉永七年○安政元年六月十五日壬午曇、夕景雨、夕景雨、今曉丑刻地震、響

動不容易、依之不取敢御機嫌爲御伺、禁中非藏人口江御使、

舍人、

承り久我殿、申次伊賀守、

右御同様御見舞、

准后様

江御使、同人、

九條様

同 藤井勝之助

取次 石田左兵衛尉

一地震餘動不相治候間、御參、御衣體如常、御步行、御供方非常御定之通、

御假皇居桂殿、御境内御狹地に付、爲御避震動、主上陽明家

に遷幸、須臾に而還幸、御所様始終御供奉被遊候事、

但御内御供方は、一人も不相從、御所に而御供待罷在候

事、

午刻、還御被爲在候事、

十二月九日癸卯、晴、鍋島甲斐守殿使者、今井田玄吉

去六月十五日曉、京都并近國大地震之處、南都表は別而甚

敷、大乘院御門主様御建物向、悉被及御大破差當御住居之

御場所無之、御普請之御手當、莫太之儀に而、御當惑被成御

座候に付、今度私方江御賴被下候儀有之、其御方様江も、御

別紙之通御賴被仰進候由に而、厚御相談被仰下候趣、承知

仕候、至極無御餘儀御事に奉存候、何卒可被任仰儀御座候

へ共、累年藏元差支罷在候半、(儀カ)御聞及被爲在候通り、近年

長崎表打續異船致渡來、兼而請持之諸臺場、其外爲警衛數

多之本勢、其時々申付、加之、去春浦賀表異船渡來に付而

者、江戸下屋敷之儀、品川海邊に而、固め向嚴重申付候

震災豫防調查報告第四十六號

乙

(儀カ) 半も不相叶、是又人數等差登せ、彼是而者兵糧其外武器之
 (脱カ) 用意等迄、莫太之人費に而、實以當惑至極之半御座候得者、
 (儀カ) 何分其儀難任所存、勿論此節之儀、可成丈御手副をも申上
 候半而不叶儀に御座候へ共、前段之次第にて、乍不本意御
 斷申上候儀に御座候條、猶其御方様方も程能御取繕被仰
 進被下度奉願候、此段以使者申上候也、

〔脇坂安宅日記〕

嘉永七年○安政 六月十五日晴、時々地震、夕雷雨、

一今曉丑刻頃、強き地震有之、其後も少々ゞ度々有之候、
 右に付 御所向御機嫌伺之儀、自分混穢に付、使者差出
 方、御附江問合候處、此節柄之儀に付、不及其儀旨、傳奏衆
 被申聞候旨、答有之、

一今曉之地震に付、桂 皇居御庭通し、近衛殿廣庭茶屋之内
 江御披被遊、尤 敏宮にも御庭通し御同道被遊、御機嫌
 不被爲替旨、長谷川肥前守々不取敢以使者申越之、其外
 御方々様御異狀も不爲在旨、是又申越之候、尤今曉より引
 續度々震候に付、いまだ 皇居へ 還御無之旨、爲心得申
 越候事、
 一動搖相止に付、禁裏、准后、敏宮、還御被遊候旨、御附
 より申越之、

一傳奏衆より左之雜記到來、
 今曉丑刻前地震強、其後度々動搖有之候に付、庭上に假屋
 を被構候、其内暫時近衛右大臣亭江被爲 渡御、座所出來
 之上、地震も先鎮り候間、巳半刻過、如元桂 皇居江還御
 被爲在、益御機嫌能被爲成候、准后 敏宮等も御同様に
 候、新待賢門院御在所、御庭向甚狹少に付、正親町家江
 被爲渡候、依此段爲心得申入儀事、

六月十五日

桂 皇居、庭向狹少に付、模様寄候而者、近衛家江又候
 被爲 渡候御儀も可有之候、其許御心得迄に可申入置、關
 白殿内命候事、

六月十五日

一地震に付、以刻附左之通申遣候、
 但亥之下刻附、

小奉書

今曉丑刻前、當地地震強、其後も度々動搖有之候に付、禁
 裏 御所方、桂 皇居御庭上に假家を被構候、其内暫時近
 衛殿亭江被爲 渡、御座所出來之上、地震も先鎮り候間、
 巳半刻過 還御被爲在、益御機嫌能被爲成候、新待賢門
 院に者、御在處御庭向狹少に付正、親町家江被爲渡候旨、

傳奏衆被申聞候、尤桂皇居、御庭向狹少に付、模様に寄、又候近衛殿へ被爲 渡候儀も可有旨、關白殿内命有之候由、是又兩卿被申聞候、右者當時假 皇居之儀に付、此段申進候、

一近年に無之地震に有之候得共、御所向、并二條御城内外、御別條無御座候、右に付、御機嫌伺之儀、拙者儀、此節混穢中に付、以使者可相伺哉之段、御附之者を以承合候所、不及其儀旨、傳奏被申聞候よし、御附之者申聞候間、此段も申進候、以上、

六月十五日

脇坂淡路守

阿部伊勢守様

牧野備前守様

松平和泉守様

松平伊賀守様

久世大和守様

内藤紀伊守様

十六日晴、折々雨、昨日強き地震後、時々動搖有之、

一昨曉之地震に付、奈良表倒家、怪我人等之届有之、則戸田能登守差出候荒増取調之書付、今日之宿次に注進いたし候、

一右同斷に付、怪我人も有之、破損所等も取調之上、可被申聞候得ども、此段御届候旨、石原清右衛門より書付差出申候、

但大津町潰家、且御役所破損所等之儀は、跡々可申聞旨、清右衛門申聞候に付、今日宿次に注進見合候事、一敏宮、昨日近衛殿廣庭江、主上御同様御避被成候處、昨夕如元一乘院里坊江、還御相濟候旨、傳奏衆より被申越之、

昨十五日之部、

一本多隱岐守、警衛人數、地震に付、即刻繰出し、皇居御近邊に控居、猶御附江承合之上、警衛罷在候處、鎮り候に付、最早不及其儀旨、長谷川肥前守差圖いたし候に付、引取候旨、届有之、

十八日、雨、折々地震、

十九日、曇、折々小雨、

一奈良表、去る十五日之大地震々、引續時々動搖有之、追々間遠に者相成候得共、今以震止不申、いまだ在方等迄之調者不行届候へ共、倒家凡四百軒程、死人五十人許有之、右に付關東江直注進之儀、地震之例者無之候得共、出火之節、二百軒以上類燒之節は、直注進之先格に付、今般之儀

も直注進に而可然哉に付、戸田能登守より内意伺之書付
差出候間、右類例有之上者、不一通異變之儀に付、伺之通
可致旨、及差圖候事、

〔聞集録〕

寅六月十四日夜八ツ時前、大地震に付御觸、

地震に付、此節桂殿 皇居中之儀にも有之候に付、兼而觸
置候通り、裏借家迄、火之元彌可入念旨、洛中洛外へ可相
觸もの也、

寅六月十四日

十六日廻

嘉永七甲寅年六月十四日(五カ)、曉丑上刻、畿内、伊賀、伊勢、

國々大地震、夫々爲知之拔書、

南都地震

一當月十四日夜九ツ半時頃方ゆり出し、十六日朝まで大小
ともゆり申候、夫に付町家たをれ、怪我人數不知、死人凡
貳百人許、土藏寺(并カ)高塀不殘崩申候、町家之者、興福寺南大
門江寄集り、町々住居致候もの、壹軒も無之、興福寺四町
四方之高塀、不殘崩る、元興寺大塔大に損じ、石燈籠、石鳥
居、不殘たをれ申候、南東は三輪邊迄、西南は郡山、小泉、
法隆寺邊迄、西は峠迄、東は伊賀上野邊迄、此邊は尙更殿
敷と申事に御座候、

郡山

同刻、同斷御座候、町家怪我人數不知、死人凡八十許と申
事に御座候、

六月十七日寫、

勢州神戸地震荒調書寫、

町方、

一本家倒、 三拾七軒、

一半倒、 六軒、

一即死、 八人、

郷方、

一本家倒、 百四拾四軒、

一半倒、 百三拾軒、

一即死、 三拾六人、

町方寺院、

一本堂、 八ヶ寺、

一即死、 貳人、

郷方寺院、

一本堂、 八ヶ寺、

一神社、 三ヶ所、

一御朱印貳十石龍光寺、當春、新規本堂建替、貳百疊敷之本

堂倒れ、粉味じん相成、住居向も倒れ申候、扱々大變之儀に御座候、

六月廿日

水口黒田家にて承り寫、

〔御城書〕

安政元年十月六日、

藤堂和泉守○伊勢津城主

領分地震に而、城内住居向、其外及大破、家中町郷共、悉破損に付、拜借金被相願、可及難儀(爲カ)と被思召候、當時御事多に候得共、出格之譯を以、金貳萬兩拜借被仰付旨、

松平越中守○伊勢桑名城主

名代松平壹岐守

領分地震に而、居城破損、其上領内川々堤損所等も不少候付、拜借金之儀被相願、可及難儀(爲カ)と被思召候、當時御事多に候得共、出格之譯を以、金五千兩拜借被仰付旨、右阿部伊勢守申渡之候、十一月七日、

土方備中守○伊勢野呂主

名代土方大次郎

領分地震に而、陣屋向破損、其外山堤崩、潰家等も不少、可爲難儀と被思召、當時御事多に者候得共、出格之譯を

以、金千兩拜借被仰付旨、
右松平伊賀守申渡之候、

〔大坂地震記〕

嘉永七甲寅年○安政元年六月十三日午之時と未の時に地震二度強

けれど、二ゆりにて鎮りたり、今年は七月潤くはゝれる年にて、六月節十四日なれば、暑さも後れしにや、折ふしは裕を着る事もありなごし、とかく寒暖定らず、旱月之末々逆上之病に惱て、目を憂ふる人多く、風邪もまじりて、何方も五人三人の病人ありしが、水無月になりて、大かたは癒たり、扱又去年年丑は、近く二三十年に稀なる早にて、五月廿八日に雨ありしより、秋の半過る頃までに、漸夕立兩三度せしまゝなれば、川々のながれかれ(歴)になり、溜池とても限り有水なれば、茂る稲葉を養ふにともしく、神に祈りて雨を乞ふとて、日暮ぬれば、松ともしつづけて、山々に登る人、毎夜あまたなれど、それとさだかなるじも見へず、名にたてる宇治の川水さへ、五尺ばかりも落たり、さる故に常は水底なる獺の住家顯れたりとて、それ見に行人、日々數百人に及ぶ、平等院より二里ばかり川上にて、田原へゆく道を、左の溪に下り、流に遡る事廿町あまりにて、大なる巖の根に洞穴三つ有、奥へは深からねど、口は五尺もあるべし、仙人洞と云、今

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

より四十年前顯れし事あるよし、里人はいへり、おのれが遊
 びしは神無月廿日なりしかば、水は常より七尺餘も少とい
 へど、名だふる湖より瀧なして落る早瀬なれば、さる様にも
 見へねど、とにかくに水に乏敷ゆゑ、秋の稔も所によりては
 採收る事を得ざるのみか、あくる事^今の夏、麥の實の迄の
 食にさへくるしむ所もあまたなりとさきて、暮に至りなば、
 さこそ米の價貴かるべしとて、その心構する人も少からず、
 然るに過し六月七日、亞墨利加國の使節船、例なき浦賀に來
 りて、交通和親を請ひ、南港壹所をかりて、商館となさん事
 を願ふ、是が爲に安房、上總より武藏の海かけて、江戸迄の
 海岸を、諸大名に命じて固めしめ給ふ、其勢凡三十餘萬に及
 び、數日の出張なれば、失費も大方ならず、さればありとあ
 る米を茲に坂^大出して、代となしたもふ大名家多ければ、冬に
 なりては、かへりて價は賤かりき、七年^寅と改りぬるむ月^睦
 十三日、又もや亞墨利加船數艘、今度は内海なる神奈川の沖
 に碇泊する事數日、強て申むねのありしにや、卯月に至り
 て、伊豆の下田、松前の箱館にて地を賜りしときく、この時
 も御固に出張ありし諸大名、去年に劣らず、其上今年は正月
 より四月迄之間、大城近く船をどぐめ、折々は上陸などし
 て、よろづ我儘なるよしなれど、公よりは平穩に取扱ふべき

よし度々仰出されければ、諸家の人々、むなしくに見居る
 のみにて、其費はいくばくと云事を知らず、是が爲に大坂よ
 り江戸江下す金の多ければにや、壹兩之價七拾目餘^{六十貳三匁}
 になれり、夫のみならず、卯月七日の正午之刻、仙洞御所御
 構のうち、芝御殿といへるより火出で、風はなく穩なる日な
 りしかど、しばしが内に禁裡をはじめ奉り、内侍所、仙洞、女
 院、准後の御殿をはじめ、御築地内なる宮殿は本よりにて、
 其邊りの公卿の御館迄、未の下りまでに残りなく煙と立登
 り、その末、中立賣下長者町の民家に靡き、ひた押し焼ゆき、
 西は千本通にて、明る八日の朝漸く鎮りぬ、昔天明といへる
 年の炎上は、程遠き鴨川の東より火出で、洛中をやきく
 て、其名殘九重に及びしかば、參り仕ふる人も時移る間に、
 その心がまへせしかど、こたびは御築地の隔はありといへ
 ども、はひわたる程なる殿より出し火にて、わづかに一時が
 程に、さばかりの殿舎亭宅、残りなく灰燼となりしこと、い
 かなるさとしにやなど、かたむき思ふ人もありき、かく江戸
 は夷船にて騒々しく、都は内裡炎上にて皆人恐れかこみ
 ぬれど、大坂は異なる事もなくて、五月に至り、先に記せし
 ごとく不順の氣候にて惱める人多かりしも、六月には大か
 た本に復し、十三四^六の兩日は、此程に替りて暑さもまさり

ぬるは、けふより六月なればなごいひあへりしに、其夜子之刻過る頃、戌亥の方よりとも、辰巳よりともさだかならねど、ドラウ〜と響き渡りて、大なるなる震ひ出たり、されば家の大小をいはず、ゆりうごく事、風荒き日、船にて海をわたるがごとく、疊の上さへ歩みかねたり、とみにもふるひやまずして、家のなる音、いはん方なく恐しければ、皆まごゐにまごゐし、或は打臥なごしてあるに、燈火をさへゆり消し、又は倒なごしければ、女童は泣まごひ、たゞ神佛の御名を唱ふるより外なし、漸く明がた近くなりて、少し穩しく成ぬるにぞ、人々生出たる心地せしに、又強く震ひなごして、朝の五ツ時迄に、およそ三十五六度に及べり、あくる十五日も、きのふに替らず空晴たりしかど、猶ふるひやまずして、暮るゝまで長短強弱はあれど、十五六度に及びぬ、抑此浪花になるのうれひ、かく數多く時を移す事、昔より聞もつたへず、寶永四年十月四日、地震津浪一度に來りて、家倒れ橋落、人多く死せしよこを、恐る敷例にいへど、たゞ一度ゆりしのみにて、穩しく成たり、又文政二年六月十二日未の時のを、其節古稀已上の老人だに、しらすといひし程の大地震なれば、家毎に石燈籠倒れ、住吉社のも、いたくそこなはれたりしかど、それは二度許ゆりしにて、其餘は同十三年七月

二日未時、二度許り強く震ひしかど、石燈籠の倒れし事はなし、此地震都はいと強く、堂舎の倒れしも有、在家も潰れ傾き、怪我せし人も多く、冬に至りて全くは納りし、これはしたしく見聞しかば、かく都にては強かりしも、茲にてはたゞ二度のみなれば、地震といへば、外に逃出べき事とは露心附ずして、地震戸觀音開、或は開戸の類を設け家とては、廣き市中に數ふる程也、よしやその設ありとも、かく建こめたる町中には、外へ出たりとも恙なしとも定めがたし、さればかく強く、あくる日とてもゆりやまねば、此末いかに成行らんと驚きまごひて、十五日の夜は、船にて大川にうかびぬる人多し、されば屋根船は本々、上荷茶船あやしの網船、或は三十石天道杯いへるをさへかりて、心うきうきねをなし、又は過し年嘉永五年の火に逢て、いまだ家を造らぬ廣き場に、疊板戸子年を持出て明しぬるもありて、いと騒々しき事共也、家毎のぬり籠の壁に、ひゞき(れカ)の入らざるはなく、軒の妻のくだけたるも有、燈籠は家毎に皆倒れたりぞ、西横堀なる瀬戸物店、店物大かた打破たり、はし〜には倒れ傾し家もありといへば、怪我せし人もなきには非るべし、十五日の暮ちかく成ての三度は、餘裡強かりしかど、夜に入ては子之刻過るまで音せねば、最早是までぞと思ひしに、同じ時過る頃より、又

震災豫防調査報告第四十六號

乙

震出て、明はなるゝ迄に十度餘りに及びぬ、夕べより雨いさ
さか降しかど、明はてゝやみたり、

十六日、陰晴不定、

朝より暮るゝ迄に、大小はあれ共七度許震ふ、其内朝之二度
強くして、隣家の塀の土落たり、こは此程よりゆるみ有し故
なるべし、夜に入て震ひしかはしらねど、夫と思ひしはなか
りき、

十七日、けふも晴陰りて、折々小雨降る、

晝の中六度許、夜に入て二度許は至而輕かりし、けふ未の
時頃より、西南の風烈しく吹出たり、夜に入て丑之刻より雨
さへまじりて、いと騒々しかりしが、朝十八日になりて、雨も風
も止たり、けふは御靈の御神事也、此頃の地震故、例よりも
早く神輿を渡し奉りぬ、作法替る事なけれど、地車を出す町
は壹所もなし、

十八日、日和きのふに同じ、

暮方迄に四度許震ふ、夜丑之刻過る頃の一度は強かりき、
十九日、けふも同じ天氣なり、

晝の内二度許震ひし由なれどしらす、夜中四度許強く震ひ
ぬ、

廿日、けふも同じ、

晝の内はしらす、夜中二度至而輕し、夕方より雨強く、雷二
聲ありて、夕五ツ時ごろ、雨もやみたり、

廿一日、陰晴不定、

晝四ツ時ごろ二度、至て輕し、きのふけふ晝之内は震ひし由
なれども、それともしらぬ程の事なれば、もはや異なる震
ひはあらじと、皆人心をゆるし、端居して在しに、暮過るこ
ろ、六ツ、思ひがけず震ひ出たり、過し十四日のにもいたく
半時、劣らず、ながく震ひしにぞ、むねさわぎて、せんすべを知ら
ず、とかくする内に止たりしかど、是に驚されて、今夜は油
斷ならずと、船の事とかくいひさわぎたれ共、夜中の事なれ
ばとてやめたり、

けふは稻荷の御神事にて、神輿還御の路上なるべく、驚し人
もあり、しらすしてうかれ居たるも有なるべし、夜四ツ時過
少し、八ツ時前後二度は強く、七ツ時頃一度、明六ツ時頃一
度、すべて今夜五度に及ぶ、

廿二日、朝より曇り、五ツ時過雨一しきり降て晴、七ツ時頃
より又強く降出し、暮六ツごろより別而烈敷、電光如晝、神
まへ鳴出て、小止なかりしが、五ツ時過雷やみ、雨も少し靜
にて、終夜降たり、夜七ツ時過いさゝか震ひし、(はカ)けふも座摩
の御神事なり、渡御の時刻雨嚴敷ければ、晴間を待しかど、

小止なければ、さまではとて神輿出し奉り、御撫物其外とも例のごとし、道の程より火ともしぬれど、強く降雨に提燈破れ、火は消て、たゞ家毎の軒に出せる獻燈を便りに、大路を渡し奉るに、雷光きらめき、おどろく敷鳴はためく度毎に、駕輿をはじめ、あやしの雜人迄、聲を揚てひたばしりに走るに、ともすれば倒れ伏なごして、列を正す事ならず、ごかくして御旅所に着御なりて、御襖そこくにて還御なりぬ、その頃より雨は少し小止め、

諸社の神事には、渡御の道筋なる家毎に、朋友縁者を迎へて饗し、共に神幸を拜み奉るは、例の事なるに、此頃の地震にて、客を請ふ家もなければ、心なく行人もなし、ニワカといへるざれわざして、うかれ歩行人さへ、かぞふ許り也、すべて神事は名のみにて、淋しかりき、地車壹ツ出たり、廿三日、陰晴不定、

夜べよりの雨に、近在は雨悦びすどきく、地震も夕べの雨にては、もはや事あらじと安堵せしに、未の刻頃少く震ひ、程なく強くふるひたるに、また胸さわぐ、河州金剛山、先頃山鳴たへず、山麓大和、河内の村里、いたく恐れ居るとぞ、山にてはこの鳴動に驚き、天下泰平の祈念に丹誠をこらしぬるよし、訴へ出たり、

廿四日、朝より雨、巳之時頃より晴たりしが、暮はてゝ又雨となり、子刻頃より雲收月清、

きのふの^日廿三夕日花やかにて、夜に入ても静なれば、曉近く起出みれば、月色明らかにして、此程のごとく蒸暑からず、快き肌もちに、をこゝ日の雨にて時氣融和せしなるべし、地震も實に是迄ぞと嬉しく詠め居たりしに、明六ツ半時ごろ一ゆすりしたるに驚きて、^(とカ)雨戸引置て臥ぬ、明はて^日廿四見れば、夕べよりのさまを引替て雨となりたりしが、四ツ時ごろより空晴たり、

朝四ツ時すこしく、九ツ時過震ひしかご、強からず、夜中は不震、

けふは天神社の地車六番、宮入の折から、^困雨となりし故、物商ふ人、茶店出せる男杯、いたくこうじけるとぞ、川中にすずみ船十艘ばかりありし、ごにかくに此頃の空のさま、晴雨時の間に替りぬるぞ心うき、

廿五日、雲多けれども晴、

終日不震、夜中も同じ、

天神御祭禮、例年より早く渡御なりぬ、屋敷々々人家の獻燈は本より、川すじの簾などは滅せねど、大川のすゞみ船は、例の年の半にもたらず、遠方の見物人も是に同じ、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

廿六日、陰天、今日土用に入る、
けふも震ひしかはしらねども、それとおもひしはなし、總而
廿四日よりこなたは震ひしと云人あれど、おのれしらぬ程
の事なれば、先者鎮りたりと云べし、

かくふるひやますして、日を経るうちには、いろいろの浮説
おこりて、けふの何の時には、わけて其心せよ、いと恐ろし
き目見るべし、或は來る何日の日は、こよなくあじき日也、
油斷すべからずなど、とりくひさわぐ程に、まごひやす
き人心にて、其度々に驚き騒ぎ、何事もなさでむなく守り
くらしたりしかど、きのふけふはふるひもやみ、何の恙も
なく、相知りたる人はた無事なれば、互によろこびいひかわ
しなごして、心の落居るまゝに、つくぐと考ふれば、こた
びの地震は、去年の夏雨なかりしによりて、炎熱の氣、地中
に鬱伏せしを、ことごととなりても雨だに多ければ、かゝる大
變にもならずして、程よく散發もすべきに、苗代さへ水に乏
しかりしかば、去年のまゝに蟄したるが、夏の氣にさそはれ
て、かく一時に激發せしなるべく、さらば何方も同じさまに
こそ有べきに、國所によりて強弱のあるは、いかにぞやとお
もへど、それはた炎熱の氣を受る事の輕重と、土地の堅慥に
よるなるべし、とにかくに此度の地震こそ、一時發陽の地震

にてはあらじと覺ゆれば、他日識者のさだめを待事なれど、
いたり深からぬ心に思ふまゝを、筆の序にしるし置て、萬用
記の追加とする事になん、

嘉永七年六月廿五日、

一 籠屋町通大目橋筋西江入人家、兩隣は恙なく、中なる一
軒、十四日夜潰れたり、これは近きに柱廻り根繼せしが故
也とぞ、

一 大川町吉田藏屋敷、其外中之島邊屋鋪々々の藏、大體鉢卷
を落したり、其内にも吉田屋敷は破損夥し、

一 天滿天神、座摩御靈とも、石鳥井之笠木の繼目、少々開き
たり、天神などは、其邊人家江用心可致旨通達せしなり、

一 内久寶寺町にて、或人地震に而亂心し、剃刀にて自身江疵
付たりとぞ、

一 青田氏之塾なる三太郎子、河州草香村にて止宿、十四日、其夜
地震に付、雨戸を明んとすれ共あかず、僕と二人にて漸く

戸をはづし、庭江迸出、十五日歸宅之途中、崩家、死人、怪
我人あまた見たりしより、忙然として、漸十六日晝後、
三十餘人

正氣になりし由、

一 岩永老知音之人、地震の時刻に、屋根船にて西横堀を通り
し折、津村御坊の内法話所崩れ、其音強く、且濱側之材木

震ひうごき、西側は瀬戸物店之もの打割音、川水は不流して浪立、船を岸へよせる事不叶、誠に生たる心地なかりしとぞ、漸少し静りて、船もうごき、船頭も働出來しと也、
 一津村御坊法話所崩れに而、長屋之前へ響き渡りて倒れ候付、長屋之人、窓を渡邊筋へ飛下り候も有しよし、又は助け吳と呼候由、

一本家北野別荘、石燈籠廿四五基倒れ候由、

一此方岡村居宅、壁廻り少々宛ひ(れカ)入候由、近村も同様也、倒家は無之、田畑少々われ候而、其所より泥水出申候、

勝山之西なる田は、清水湧上り、甚清冷なりしが、十六日に相止み申候、

一畑之井戸、岡村邊は無恙、一里許東にては、皆々崩れ候由、

一河州八尾、久寶寺、國分邊強く震ひ、中にも國分村、人家餘程潰候由、

一同松原村別而甚敷、潰家數々、怪我人も有之、路上裂け割れ、泥水出申候由、

一攝州能條村、長柄より一里北東なり、同様之地震に而、行燈倒れ、損家有之由、

一同有馬郡結場村、大坂同様、櫻井谷、多田村、池田、伊丹、同様之事、

一同灘、神戸より廿三日に來りし人の話に、同所も大坂同様
 に而、廿三日にも折々震候由、

一此度の地震は、船場之内堺筋を東は少々輕し、乍併上町は
 外同様なり、

一西横堀岡田屋と云石賈、燈籠三十五本倒れし由、

一十四日夜、三十石下り船より、牧方邊をみれば、物に崩る
 音、男女の泣聲などにて恐し、船もまたゆり上げゆり下
 しなごして、船底を棒にて突がごとく、甚不安心之心持

也、艫も梶もゆり居候内は、其用をなす事あたわざりこと
 云、(は)

一六月十六日御觸、

一昨夜地震有之候處、破損之人家、又は納屋等も無之哉、
 尤怪我人等も有之趣之届も無之候、尤聊之儀、斷に者不及
 候得共、相損住居も難成處、并怪我致し、命に抱り候程之
 者は、都而御番所、并總會所へ可相斷候、一昨夜之後、追々
 地震薄く相成、世上安心之體に相聞候、右に付、銘々彌々
 火之元、又は盜賊等之用心、無怠様いたし、且浮説申出し、
 惑ひに相成、無譯恐怖等致し候儀無之様可被申聞候、

六月十六日

北組

總年寄

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

今度之地震、數國に亘れ共、就中、伊賀、大和尤甚敷、風説區區にして、崩れ家壓死の多少、眞偽不相知といへども、目前其地に往來して見來りし人の話と、飛脚屋より爲知之内、實説と思はるゝを左に出す、

一 勢州四日市驛、

驛中、十四日夜八ツ時之地震に而、過半潰れ、其上出火有之、壓死、燒死其數夥敷、旅人も餘程死亡之由、

十六日に往來せし飛脚之話に、潰家燒失等にて道を塞ぎ、其上臭氣甚敷、往來不相成、間道を登りし由、

肥後家士泊り候處、座敷は何方歎不知、家老體之人、餘程之人數に而泊に付、裏手小座敷に而寢居候折柄、地震に付、

可立出勝手不相知、其内壁落候故、其所へ逃出、同道人并家來も打捨、漸赤裸に大小を持、京着被致候、定而同道人は勿論、座敷之家老も壓死せられしなるべしと云、

唐物町大菱屋と云唐物商人、名古屋へ用向に付下向、四日市止宿之夜、大變に付、裏へ逃出候處、家崩れ候に付、屋根

へ上り居候處、煙強く震も不止、無是非瓦に取附夜を明し、翌朝みれば、火事は壹町程脇にて鎮り候得共、召連候

者壓死に付、坪へ入假埋して、歸宅致候由、右之様子に而、今度之地震に付、餘程人死有之、輕重相立候處、四日市第

一番也、

一 伊賀上野、町方、死人百三十人、潰家千三百三十五軒、郷方、死人四百五

家千五百九十三軒、怪我八百三十人、半潰九百四十三軒、壹人、半潰三千六百五十三軒、大手御門、京橋御門崩れ、御本丸

御殿向不殘崩れ、乘馬十八疋、家中女共二三百人餘、城内にて埋れ死候由、町方は崩れ家へ出火、黒門迄燒失、壓死

燒死千人餘也とぞ、廿日に又大地震、相殘候家過半潰れ、城內座敷向大半潰れ候由、死人も有之由、乍去死人は格別無之由、

十九日に小役人江黒米壹斗宛、町中へ米千俵被下候由、何れも玄米之儘粥に焚食申候よし、御救、家持、借家人に不

拘、潰家之者一軒に付、金四兩、米四俵宛、傾候家は、一軒に付、金貳兩、米二俵宛、

一 和州古市、

藤堂領に而人家四百軒許之處、過半潰れ、其上後なる溜池之堤震ひ切れ、大水一時に押出し、壓死、流死、數不知、

陣屋詰役人多分死失、翌々日頃、砂中へ死骸掘出し候由、村中人家、七部通減少、

一同郡山、

城内崩所數多有之、町家も多分潰れ、柳町之邊、別而甚敷、壓死百五拾人餘、依之十五日を總門へ切、往來不相成、安

否尋之人は、役人より相通致候事之由、十九日、廿一日之

震ひに、又々潰れ家出來、死人も少々有之由、
一奈良、

南之方は清水通、建家不殘潰れ、木辻、西町、四ツ辻より南
江七軒残り、其餘皆潰、

鳴川町、右同様之事、中に而は細川町、北向町、北風呂、辻
町、不殘崩れ申候、北之方西天貝通、七部崩れ、北半田西町
幸北、いづれも總潰れ、川久保町大崩、家二軒残り申候、總
而南都八部通潰、死人は三百人餘といへども、睨と不相
知、死人は勝手に取置候様被仰渡候に付、四斗樽杯へ入、假
埋致候よし、

春日社、二月堂、大佛殿、興福寺、元興寺無難之よし、
五重目屋根飛候よし、十五日
に春日社御固として、御奉行興福寺衆徒相談嚴重之よし、

同所石燈籠は、不殘倒申候、

十九日にも、郡山同様潰家出來、般若坂邊之寺院、本堂崩
れ、僧壓死、何れも居室之庭に出候歟、興福寺邊廣場へ立
出居申候故、其跡盜賊火附夥敷候に付、夜に入候はゞ、役
人衆見廻り、追拂搦捕候に付、夜分は却而賑々敷よし、

十五日には、往來するもの一人もなかりし由、小野澤檢校
男、十四日に南都に止宿、家内諸共裏へ逃出候内、土藏ひ
らき、納屋潰れ、家傾き申候、翌日、歸宅可致積之處、町中

犬壹疋往來する者なく、甚淋敷故、無據十六日歸宅す、途
中道橋損じ所多く、潰家死人等を見受候由、町中井戸崩
れ、呑水に困り、川近く江出居候者も有之、餅之施行を好
候由、親類有之、見舞之品もたせ遣候處、途中に而奪取ら
れ候由、十五六日頃也、

南都之人の曰、我等生涯に、元の南都には相成間敷と云、
格言也、

一山城笠置方上野道島川原、大川原邊、

此邊別而甚敷、山々より大石轉び出、人家を押潰、所々
泥水湧出る事二三尺、家居田畑共、泥之中になり、又は地
中へゆすり込候家も有之、木津川所々淵之ごとく相成、死
人夥敷由、六月廿三日頃迄も、往來不相成由也、

右六ヶ所、今度別而烈敷、輕重之順、右之通りなり、

一同加茂、木津、玉水邊、宇治、信樂、

いづれも地上割れ、泥水吹出し、潰家死人有之よし、信樂
燒物釜、多く潰れ候、

一江州大津、

石塲燈籠、舟番所、湖水へ倒れ込、濱通り諸家米倉、大破、
北條町加州米倉より、觀音寺邊、尾花川邊、人家不殘潰れ、
死人多し、其外三井寺邊之山より、大石轉び出、田畑家居

震災豫防調査報告第四十六號

乙

損候由、

膳所御城、高堀損じ、湖水へ落込、城下町家、潰家も有之、怪我人も有之由、

矢橋、湊口崩れ候由、草津、石部邊、破損夥敷由、

信樂、震ひ強く、家潰れ壓死五六十人も有之由なれど、山

中故、慥に不知、信樂、怪我人死人一人、もなし、浮説なり、八幡、木部、錦織寺邊、十

三日大雨大雷、十四日夜地震に而、潰家廿軒許、怪我人數

多有之、傾きし家も多きよし、

西江州大溝、高島邊も、同様之由なれど、輕き方、

一 參州岡崎邊は震ひ候へ共、尾州名古屋邊、并中仙道筋は、

別條無之よし、

一 京都、

洛外東山邊、黒谷、白川村杯、人家潰れ候へ共、洛中者潰家

無之、土藏臺輪損じ夥敷、十五日之夜は、大道に而夜を明

し申候由、

一 尼崎、西宮、兵庫、明石、

右、いづれも大坂同様之内、少々宛輕き方、併廿二三日頃

迄は、折々震候由、

一 紀州和歌山、丹波龜山、泉州堺、

右も大坂同様之由、

地震寸法とて、或人の語りしは、

奈良、上野、一尺八寸、郡山、四日市、古市、木津邊、河州、一尺五寸、

江州邊、一尺二寸、越前福井、一尺、京、大坂、堺、紀州、丹波、丹

後、播州、三寸、

越前福井火、并に地震、

一當六月十三日五ツ時頃、鹽町鍛冶屋町より出火、東西南北

燒失致申候、尤朝方大風に而、九十九橋方北江町數貳百町

許、寺院百餘ヶ所、東西本願寺御坊をはじめ、近在五六ヶ

村は致燒失、夜四ツ時頃火鎮り申候、

翌十四日夜八ツ時頃大地震に而、誠に大混雜之由に申來

候、

右飛脚屋方爲知之まゝ寫し置、

南都六月廿日出書狀寫、

然ば十三日初發午之刻より大震動、暮過迄に三度震ひ申候、

然處十四日晝八ツ時少々震、夜九ツ時甚敷大震、誠に驚入、

家内一統召連、猿澤池衣掛柳邊迄退候處、其後三四度動

申候、折柄雨降出し、食物も持參不仕故、無據雨具食物取に

立歸り、飯杯焚、彼是用意致居候處、十五日明がた、殊外甚

敷大震動有之、左右へ五六尺ばかり持上げ持下げ、上野、四日市も如斯

由な、退退候事さへ不叶、家内一統死を極め候處、佛神之御蔭

にや、兩隣家押倒候へ共、此方は壁并塀坏ゆり落候得共、家は無別條、依而漸々退退、元之場所へ立歸り候へ共、何分雨具等も無之、雨中ひらうでにて相凌罷在候内にも、折々震ひ、五ツ時頃々晴天に相成候付、炎暑之照に而凌兼候故、近邊上り坂櫻の本江立退申候、矢張折々震ひ候而、最早暮近くに付、夜中相凌候ため、南大門前廣芝へ相退、出入之者杯申付、竹木之折を取集、小屋を掛住居致候内、其日六七十遍許震、十四日夜九ツ半時、十五日明方兩度に而、興福寺筋塀、寺中之土塀、不殘崩落、尤寺中之内にも、客殿、書院、押倒候處も有之、大地割れ、南圓堂石垣、敷石等、不殘崩候而、元興寺塔五重目屋根、ふり落申候、春日社石燈籠廿壹本残り、跡不殘倒申候、右之譯に付、市中は勿論、大半押倒、凡七八百軒押に打れ、死人公儀書上二百八十四人、怪我人數不知、郡山同様嚴敷、死人茶毘所之順番取、貳百餘り有之由、十六日晝夜震通じ、何百度歎數不知、十七日晝十度餘、七ツ時嚴敷有之、夜中より朝迄は九度許、十八日十度許、夜二度、八ツ時頃嚴敷、十九日晝二三度有之、此後之儀者、猶跡より申上候、實に前代未聞之次第に御座候、將又兼而御噂申上置候、春日山裏手穗山と申、木材を切出し山也、右穗山邊と覺敷、十五日夜々石火矢大筒を放し候様之響、折々相聞、彼ホラと申ものに

而も出候哉と噂有之、南大門は奈良中之高みに付、市中々追追來申候而、諸人更に顔色無之、今にも大變出來、總死致候哉と相恐れ候事に御座候、然處此度之地震に而、同所大地割、火炎吹出し、誠に恐敷事之由、則右は柳生近邊也、又當地にも西北邊、往來地割水吹出し申候場所も御座候由、將又當地近邊藤堂候御領分、五萬石御支配之御陣屋古市と申所、奈良より廿五町有之、右所も不殘家倒、僅十五軒相殘候由、右陣屋奉行、家内不殘押に打れ、下部迄も過半死去に御座候、尤奉行は怪我有之候得共、存命之由、右古市家數三百軒餘有之在所に御座候、以上、

六月廿日

加島屋專藏、上野より差越候書狀、七月七日出、

然者伏見着廿七日、六月宇治越、信樂江着仕候、道筋山崩れ、谷々江大木大石重り出、甚難澁仕候、多羅尾御陣屋諸屋敷、地面より皆ゆがみ、皆造之由、大取込、何事も申出がたく、今に晝夜數不知、尤大坂邊に而最中之時、同事に御座候、夫故未不殘野宿に而御座候、一兩日逗留仕、夫々伊賀上野へ出掛、夫々見舞申候處、いづれも潰れは不致候得共、大混雜に御座候、信樂々上野迄、道筋在々大荒、青田地面凸凹出來、又はわれ、水溜り不申、見ごろし之由、氣之毒に存候、奈良より

上野迄、道筋不殘大變、夫方伊勢へ出申候、道筋は少々損不(不筋カ)申候、南は山田邊迄と存候、藤堂様御領分、死人凡千人餘と承り申候、四日市一二里之間、寺四十九ヶ所、死人九百人、其中に四五十人、我等近附之人有之、扱々恐入申候、

七月七日

安部侯家士、六月廿日四日市通行、雲助之話、

雲助共、暑氣難凌、廣場に而博奕致居處、十四日夜八ッ時頃、地震とも不知、地下方五六尺持上げ、ドンと落し申候、直に家倒れ申候に付、直様馳附、餘程壓死之人を助けし由申居候也、

右廿日頃、驛中傾候家は、棒にてッ、バリ有之、其下をくゞり通行故、甚氣遣ひに而有之と也、

〔大屋祐義日記〕一名稽古日記、

○祐義ハ舊館林藩士ナリ、槍ヲ善クセリ、少壯ノ時、長門國萩、統後園柳河等ニ遊方ス、日記數十冊アリ、今散逸シテ十ノ二三ヲ存セリ、

嘉永七甲寅年六月廿一日、

去六月十五日、上方大地震振之次第、左之通、尤四ノ宮氏カ借寫、

嘉永甲寅○安政元年六月晦日出之文通、河内御陣屋詰武井彦右衛門カ書狀寫、

去十五日曉八ッ時過、俄に鳴動之上、大地震にて、當御陣

屋之面々も打驚、暫時之内にて相止候處、折々相震ひ、夜中御陣屋内致見廻候處、總體御別條も無御座候、破損所等も出來不申候、尙又朝六ッ半時過強く相震、夫方引續廿日比迄、少々宛震ひ申候、御領分總體御別條も無御座候、潰家等も出來不申、怪我人等も無之、奉恐悅候、然處大坂御藏屋敷、十間に四間之御米藏、西之方拾間之間、不殘壁くづれ、長府御屋敷堺板塀江落懸り、不殘打崩、其外先方稻荷御留守居長屋等、胴倒損じ申候、北之方四間之間も大破に相成、當時御普請目論見中に御座候、其外總體御別條無御座候、當所にては右様之地震は覺わ候者少く、堺坏にては即死人壹兩人、怪我人も有之、市中之者野宿致候者も有之、與力衆坏も御奉行所前江假屋補理、走來候へば右場(震カ)所江參り候由、同心坏も同様、一兩日は焼出にて相暮候由、大坂も市中之内、船にて晝夜罷在候者多分有之由、勿論河内方大坂之方胴倒強く有之候よし、最初并朝兩度は胴倒強く、柱左右江三寸位振候、河内之内にても、即死人又は怪我人等有之候處澤山之由、一體此度之地震は、伊賀上野、大和、伊勢坏、別て強く、此節摺物にて致賣買候書取、并世説、荒増御心得に申上候、

一南都、廿三日迄に八十五度震ひ、町屋壹軒も無事成は無

之、家内に罷在候事出來不申、何れも野宿、往來も無之、廿一日夜五ツ時、田利舊坂町西高寺本堂打傾、高佃(畑カ)神主高塀、不殘破壞、死人三百五十人、怪我人數不知、

一伊賀上野、十四日夜七ツ半時々地震、御城大手大損、町在家々倒れ、其外出火にて焼失、鳥ヶ原と申處五十町四方、螺のため、ごろ海の如く、人數損じたること數不知、

一江州石部、○水口、土山、庄野、石藥師、○龜山、○岡崎、何れも地震にて、所々在家破損、是は格別には無之、

伊勢四日市、四ツ時比震ひ初め、六ツ時々大地震に相成、家數五百軒餘崩れ、朝五ツ時々出火にて、家數四百軒餘焼失、死人凡貳百四十五人、不知者五百五十六人、

一和州古市、右同刻大地震にて池割れ、人家多分流れ、死人六拾七人、怪我人數不知、殘る家數三家許々無之、

一江州信樂、六月十三日大雨雷鳴強く、十四日大地震、人家倒れ凡百三十軒、土藏倒れ凡十八九戸前、怪我人、即死人數不知、

一膳所御城下、十四日大地震、御城下と大手出火にて、御菩提所焼失、其餘御構高塀、湖水江落込、怪我人横死之者も有之、

一和州郡山、六月十四日夜九ツ時々ゆり初め、八ツ時大地

振、柳町一丁目同四丁目迄家數凡三拾八軒崩れ、同十八日、廿一日六ツ半時に又ゆり返し、八十五度也ゆり、市中凡三分通り家崩れ、其外南都同様、死人凡百三十三人、

一越前福井、六月十三日五ツ時々出火にて、城下不殘焼失、其朝大風にて、九十九橋々二百町許、兩本願寺寺院百ヶ所焼失、近在凡十ヶ所焼失、夜四ツ時に鎮申候、

一又十四日夜八ツ時より大地震にて、田地坏もごろ海の如く、所々家崩れ、死人凡四五十人、十六日暮方迄、大小六拾七八度ゆり、

右は、此度大坂にて摺物に致賣買候書取之儘に御座候、京都も大坂位之由、四日市に泊旅人坏、武商とも甚痛敷者も有之候由、下説には御朱印守護泊りに相成候處、焼亡相成候坏申觸、焼跡に慕張守護致居るを見受候て、大坂に參り候者有之候由、右御屋敷等之噂も有之候得共、是は不容易儀に付、下説旁略之、

右は御聞及びも可有之候へ共、乍序得貴意申候、近國近在、夥敷荒候處、御領分には何にても御別條無之、實に奉恐悅候、既に宇都宮様わづか之御領分にても、即死人四人倒有之、檢使等も有之候儀に御座候、

〔和歌山縣 田邊町役場記録〕
〔西牟婁郡〕

安政元年甲寅年、

一六月十四日夜九ツ時、珍敷大地震に而、銘々外へ出大に驚き申候、夫より朝迄少々づゝゆり申候、

一同十五日五ツ時前、又々大體之大ゆり、田邊川筋さし潮、

平日より大分に上り、浦邊筋大に驚き申候、夫より十六日、十七日迄、小き地震二三度づゝゆり申候、後に聞及候へば、此時之地震は、大和邊大ゆり之由、奈良杯は建家も

大分潰れ候由、

(田所氏記録)紀伊採訪

安政元寅年、

一六月十五日、晴、丑の刻前より地震、同日申の刻比より大

小凡十五六度程震ひ候、近年覺ざる事に而、一統大に心配

致、家内取片付辻仕度等致候者有之候、

一同十六日、晴、今曉寅の刻比より卯の刻過迄に、四度程地震、

一同十七日、曇、今日も三度程地震、

一同廿一日、晴、戌の刻地震、

(嘉永七年甲寅地震海翻之記) 紀伊國日高郡南部村熊代繁里著

六月十五日、晴天、曉丑上刻地震ゆる、人々起き出、家を出て大に騒ぐ、されど無事なり、後五七日の間に、地震三四度

づゝ日々ゆる、

〔地震雜纂〕

○山田の分

嘉永七年安政元年六月十四日夜八ツ時、大地震、家損じ壁落る

に至らずといへども、それより微動やまさるによりて、人驚

怖甚しく、臥床に入て寝たる者なし、翌十五日も終る微動(日カ)

て、時々餘程つよくゆることもあり、十六日も同様なり、此

日に至りて、北勢四日市、災ことに甚しく、家倒れ人死し、其

上失火のよし始て聞ゆ、山田は其餘動ならむと案心す、こか

れども十七日、十八日、十九日、廿日に至りても、猶しばく

微動あり、其うち伊賀上野城くづれ、民屋倒れ、死亡夥敷、災

ひ四日市に増るよしきこゆ、大和古市藤堂家の陣屋も倒れ、

伊賀國は十二三日頃か山嶽鳴響き、十四日の地震後も、大小

動揺やますといふ、山田の微動たじざるは、此響なり、廿一

日の夜五ツ時頃、又ひとゆりす、常の微動にまされり、其後

廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日に至りて茂、

尙時々微動有、たゞしまらざる人もある位なり、

○十四日夜地震後、天色常にかはり、日々夕立雷鳴あり、十

六日は雷鳴甚しく、越坂極樂寺へ雷落、松の太木に其跡あ

り、廿二日、きびしき大雨、廿三日、廿四日、廿五日、猶天色常

にことなり、廿六日土用に入、此日天色漸く常に復し、廿八日はじめて快晴なり、

弘劑地震にあふ事二度也、文政二年六月十二日八ツ時の地震は、春木氏にて書を披き會讀せし半なり、彼家の長屋崩れ、其音おびたゞしく、其外家々破損多し、此時桑名在金曲の一向寺倒れ、入佛にて群集したる人多く死したり、しかし此度の如く數日に及ばず、たゞ一度而已なり、

○六月十六日、遠州參宮人の話、

津島に參詣、佐屋を夜通しに四日市へ參候處、八ツ頃地震ゆり出し、歩行なりがたき位に而、大浪にゆられ申候(や)ゆう也、瓦ゆり落、家潰れ、人押へられ候を助參り候も御座候、四日市にて茄子畑へ逃込申候、四日市を離れ、半道許參候處、四日市失火に御座候、四日市を追分迄は、同様に御座候、神戸は潰家も御座候て、餘程甚敷候、人死の所はいまだ分り不申候、津は少し軽く、古くなり候家の潰れ候を見受候との事、

○六月十九日、飛脚所本屋勘兵衛を届出、

諸方地震聞取書、

當月十四日夜丑刻頃、當所も同刻、

一松坂邊は、痛み許、

一津邊は、松坂を強く、いたみ許、

一棕本、三軒許倒れる、

一關、坂の下邊、いたみ許、

一土山大損、家土藏倒れ澤山の由、

一京都は、當所同様程の由、

一大坂、十四日夜子中刻嚴敷、夫を夜明迄廿四五度、又十五日卯刻嚴敷、亥刻頃迄、少々宛震止み不申候由、

一伊賀邊、凡五六分之損家、土藏倒れ、怪我人澤山之由、飛脚

之者、津に而申嘶し之由、

一北勢白子邊、痛み許、

一神戸、近在共強く、家、土藏損澤山之由、

一四日市、九分通潰れ、出火も有之候由、人別帳面之仁八百

五十三人、入込人は未だ相分不申候由、

一桑名邊は格別之儀無之、尤御城少々損候由、

一宮宿は、相知不申候由、

一大和路南都、長谷邊、大損之由、其餘不相知候、

右之通、

右之通、

本屋

六月十九日

勘兵衛

○六月十八日夕認、津某を林氏へ送る書狀、

一當方十二日午の刻頃、ユサ／＼一震、續而夕立中雷鳴、快晴して、未時頃ユサ／＼一震、扱十四日晴、夜八ツ時頃大地震、引續ユサ／＼數不知、先づ震つゞけと申位、十五日曇天、炎暑、折々小雨降、朝六ツ時頃大地震、前夜十四日夜とは半分位なれども餘程強く當り、坐しては居兼申候、引續又一震、ユサ／＼は一向數なし、一と時に七八度許づゝ、肝をひやし、始終西風ソヨ／＼にてヤラヒ吹、十六日明方小雷、同様之天氣、ユサ／＼不絶、折々一とこたへづゝ實の入候震有之、晝夜同様、未刻頃小雨雷鳴、磯山邊江落申候由、十七日曇天、ムヤ／＼之空に而極暑強く、晝頃小雨、未刻頃大地震、暮方々地雨之模様相成候得共、兎角降おしみ、暮六ツ半頃中震、夜四ツ時頃晴、ユサ／＼其始終不絶、夜中五六度、丑刻大分こたわて一震、今十八日曇天、折々小雨、晝迄五六度、晝後もユサ／＼不絶、七ツ時頃々小雨雷鳴、大聲、蒸暑甚敷、今一段鳴出し可申哉之空合に御座候、此邊に而納り候様祈申候得共、蒸暑雲行甚不宜、心痛仕居候事に御座候、誠に以奉恐入居申候、御察可被下候、小生共は、壹町半許外に明場御座候而、假屋相建、晝夜家内一統引越、野陣相構へ居申候、宿元は土藏目ぬり仕置、大切之道具類は持參引越居申候、外に銘々廣場へ假屋相構、引越居申

候、其外大道、何れも道の中へ假小屋相建、蚊帳おろし、門ト住居之向も御座候、此書狀、右之假居に而相認申居候事に御座候、つづれ家は、いまだ格別無御座候、分部町元三大師之表門倒れ申候、其外土藏高塀破損は多分に御座候、一四日市は大變、下僕見舞に遣し候處、一向咄しには相成不申趣に御座候、一圓倒れ家、前夜歸宅之處、いまだクスクスと火燃居申候而、死人焼け申候故、一向臭氣甚敷、死人之手足をふみ申候而、通行仕候由、殊に南町、北町甚敷、彼女郎(町カ)向故、女郎多分死亡、其中之出火、一向に目も當られ不申趣、追分は少々軽く、折々ゆがみ成に残る家も御座候由、桑名は、津表大體同様、神戸は大當て、大橋々北は大半倒れ申候由、死亡多分、扱又伊州上野大變、西東大手門倒れ、御家中潰れ多分、折々一二軒づゝ、ゆがみ成に残る屋鋪御座候由、御大身向も大分御死亡、追々注進に御座候而、奉驚入候事に御座候、町方は輕、上野二三步通り之潰れ、死亡は先づ五百人と申書上げに御座候由、大和も大變、古市御屋敷總倒、當時御奉行深井源太左衛門様御家内、御新造、其外御家來、皆々死亡、御主人丈は漸々御出のがれに相成候得共、甚六ヶ敷趣に承り申候、御新造は七月之御懷妊に御座候、御氣の毒に奉存候、御子息半左衛門

様は、當方江御越故、直様御出立の處、途中に而右の御氣落に而、是亦御養生六ヶ敷と申尊に御座候、郡山、是亦大倒れ、南都も大分之事に相聞申候、
一身田御殿、所々破損、御潰れ場も御座候、

京都方申來る、

當月十三日夜戌刻方大雨降、同夜大雷に而、寅刻相止、晴天に相成、十四日夜子刻頃方大地震に而、十五日暮頃迄度震、尙又未刻方大雨雷、申刻に相鎮り、川東邊土藏高塚等、數多破損出來候、尙又膳所并大津邊、格別之由に申來る、

大坂方來狀、

當月十四日夜子中刻方、大地震に而、夜明頃迄廿四五度も震、又候卯刻大地震にて、夫より夜明に及び、いまだ少々づゝ震ひ申候、

右之通申來候、

一龜山大當り、關は津表同様位、夫方水口迄は同様、大野立場倒れ、水口は大分に候由、

大體今日迄の處、右之趣に御座候而、恐怖のみ罷在候、何と相成候事哉、奉恐入候、右書狀、假屋騒動中之事故、亂筆御高免可被下候、以上、

六月十八日夕七ツ時過認、
(に脱カ)
本文之騒動紛れ、盜難、サシ火も折々有之、困り入申候、何卒早々靜謐祈居申候、以上、

○六月廿三日、同所方之書狀、

扱當地之分、先便申上候後、兎角震止み不申、廿日朝霧、後刻快晴に相成、ユサ／＼御見舞御座候而、晝頃方ハラ／＼雨小雷、同夜丑刻方寅半刻前迄、餘動廿七度、廿一日曇、晝前々夕立大雷、十五六聲、近邊え落申候而、膽を冷し申候、今日震大に止み、右夕立雷鳴に而、少々安心仕候所、戌の刻頃大震、又々騒立申候、夜中兩三度震、昨廿二日曇天、蒸暑強く、晝後より大降、折々小降に有之候得共、餘程之大雨、右雨中にも折々餘動有之候、坤の方に而大筒の遠音之如き響、晝ドン／＼と折々鳴申候、伊州に而は餘程大きな山鳴仕候趣御座候、

一信樂、菰野之風説之儀被仰下、御檀家御座候趣、拙親類共之内、信樂に縁者有之候故、見舞に遣し候者、昨日歸宅仕候處、信樂方も餘程強御座候趣、倒家はさして相見へ不申候得共、一統ネジ、ユガミ、カタギは、一統之由、山々は皆崩出し申候由、仍而近村は山崩に打れ申候場所も有之候由、往來も餘程六ヶ敷儀に申來候、人怪我は差而無之趣に

申來候、左様御承知可被成下候、伊州上野之儀は彌大變、今に大震不止、追々倒れ家御座候趣、即死、怪我、幾千人と云事無之候由、上野近在東村と申は大村之内、一村に而即死八十五人、怪我四百五十餘人有之候趣、伊州方申來候、右隣村三田村、二百軒許之處、即死百六十何人と申事に御座候、追々承り候毎に、膽を冷し申候、夜前も丑刻頃二度許震申候、兎角丑刻を指て震ひ申候事に御座候故、頓と油斷相成不申候、未拙共假居に罷在候、先々右信樂承り候様子申上度、如斯に御座候、

六月廿三日朝認、

○六月十九日、郡山方之書狀、

當十四日夜子中刻大地震、十五日、十六日は大動晝夜に三四度、小動は時々刻々數しれず、郡山人家、凡四分通は崩れ、倒れぬ許に破損、一軒も破損せぬ家なく、御城も餘程崩れ申候、十七日、十八日には、晝夜五六度づゝ、只今^{十九}日に於而止み不申候、

南都は、郡山方一倍の地震、大和古市、過半崩れ、其上池水溢れ、家流れ、死人數しらす、

南都に而は、書上げ昨日二百三拾人餘と御座候所、追々に地の下に埋れ候死人を掘出し、段々數多く相成候、

大坂は、大和方ゆるやかに御座候よし、しかしながら船に乗りて凌ぎ候人、夥敷御座候、郡山方、東山中、伊賀越、大河原邊もあれ申候よし、伊賀上野は大變之由、

○六月廿三日、同所方の書狀、

大和古市、二百軒許の所、五六軒残り候許故、死人あまた有之候、地震中に洪水故、流れ死候人、澤山に御座候、南都は、凡今日之處に而は、死人三百人に及候、

郡山は、百廿人許の死人、崩れ候家は百五十軒に御座候得共、破損に相成、崩候同様の家四百餘と相聞え候、^{伊賀越也}東山中、山崩れ夥敷、在々死人有之趣、

○伊賀上野地震、津々六月廿日便り、

六月十二日小地震、引續十四日夜八ツ頃大地震に而、御城大損じ、御家中大體不殘家倒れ、町家同様、壁ぬり替候^(は脱カ)而住居出來候家は、一軒も無之候、尙又御學校所前地割れ、赤泥を吹出し候由、一兩日過、其後は水涌出候よし、人死凡五百人餘、外に死生不知人數多候由、今以震ひ止不申、其上盜賊入込候由に而、伊州方津表へ御注進、日々夜々、櫛の齒を挽が如く、則御鐵炮方三頭、御組六十人、十七、八日

御出立御出張に相成候趣申來る、

○奈良地震、津より六月廿日便り、

十四日夜八ツ時頃大地震、引續き十五日朝五ツ時分大地震に而、家土藏凡四五分通り倒れ、人死三百人餘、怪家人數不知、春日宮石燈籠、又は寺々燈籠類、不殘倒れ候由、今以折々震ひ止不申段、申來り候、

○六月廿日、神戸磯部宗右衛門方來書、

過十四日夜丑刻、大地震之儀、御聞及びに而、早速御問尋被下候段、御懇篤之至、不知所奉謝、難有奉存候、誠に於當國は、古今未曾有之事と恐惶仕候、不取敢御窺之愚翰も可差上之處、四日市、黒川、右變事にて今に脚便相絶居候に付、乍懸念之儀無其儀、失誼之至、御高恕可被下候、

一神戸宿、町方に而倒れ家凡八拾軒、壓死之者十三四人、藩中諸破損別而甚敷、併城は壁落候迄に而、無難に御座候、龜山、菰野兩侯御藩、尤甚敷趣、泊々申傳候、龜山は市中都而無難、倒家等罷在候許御座候由、庄野宿、餘程之難事、死人廿三人と申事に御座候、石薬師は甚無難之由傳承候、神戸、市中許に而も、寺院七八ヶ所相倒申候、總社神館神明、高市神社、先月御遷宮御座候處、甚御無難に而、誠に難有

奉存候、

一往來橋々、多分破損、或は落、或は大破御座候、近來新造仕候高岡橋、甚無難にて、諸人通行に無差支、大に相悅申候、右村方甚穩御座候、引續き上分日永村等大に破損多く、人家無之同様と申候、死人尤夥敷、至四日市は尤甚敷儀に而、南北宿屋有之候兩町、悉く相倒、其上出火、誠に笑止千萬之儀に御座候、四日市中に而、慥成儀は未分明候得共、先二三百人位に承申候、實に古來未曾有之大變に御座候、官道筋甚敷、奥町に而は左様甚敷も無御座候、桑名は大に穩なるよし承申候、

一關宿、坂下迄、無難に御座候よし、大津、石部、餘程破損に御座候趣、京都甚しくは御座候得共、家の倒れ候位之儀者無御座候由、南都、伊州上野、全四日市と同様と傳聞仕候、信樂も甚しく、御役人中御立退き、藪に而御評定等御取扱之趣に承り申候、右被仰聞候に付、荒増承傳候分、奉申上候、下略

六月廿一日

磯部宗右衛門

○六月廿二日、檜垣氏之話、

伊賀より歸りし者之話に、上野江止宿候積之所、山鳴甚しきに恐れ、笠置に參り止宿の處、大地震、漸命を拾ひ申候

震災豫防調査報告第四十六號

乙

也、伊賀は山鳴甚しく、今にやみ不申候よし、十三日方地震ゆり出し、十四日も同斷、同夜は大地震、十五日は終日ゆり、十六日方時々ゆる、山鳴鎮り不申候間、安心致しがたきよし、

○六月廿六日、石薬師岡田重藏書狀、

去る十四日夜之大地震、北勢は格別に而、今以日夜一兩度づゝはゆり申候、併石薬師は漸兩三軒倒れ候而已にて、死亡人無之、拙宅も一同無難に御座候間、御放念可被下候、御地之儀も承り度、且先生御機嫌も御伺奉申上度、日夜心頭にかゝり候得ども、往來留、其上四日市飛脚黒川家宅倒れ、若夫婦即死に御座候故、中々往還所に而は無之、夫故乍恐得御伺も不申上候處、今朝御見舞狀到來、先々御地邊は御無難之趣、大慶仕候、當地は倒家はなく候得共、皆々家損じ、今に居室に臥候人は無之、毎夜竹藪に假家を建、住居申候、いまだ安心仕候人は壹人も無之候、されども石薬師は、北勢中に而、破損等無之分に御座候、

一四日市之儀、殊に大ゆりに而、拾軒と立なみたる家は無之、其上北町不殘燒失仕候、併不思議に、御社中西村庄右衛門、伊達太左衛門、山中莊藏、吉田千九郎、森本市兵衛、山

田東兵衛、中島文五郎杯は、壹軒茂倒れ不申候、下拙も先日見舞に參り候處、何れ茂無難に御座候、併家はいづれも大破にて、大方住居なりがたく、假屋住居に御座候、就中、西村氏は大破に而、伊達氏江家内一同移られ、同居に御座候、右之通に御座候、先生方御見舞狀等御差出しに相成候はゞ、連名に而森本迄御出し可被遊候、四日市死亡人帳面付、凡四百十二人、其外旅客、あふれ者、婦女は、いくらとも不明候、

一庄野宿も五拾軒程倒れ、死亡人は二三拾人之由承候、先年先生御旅中、京新田へ妙法寺同道に而御伺申候渡邊六左衛門も、即死仕候、妙法寺は無難に候得共、堂、庫裡とも半潰に而所々にはなれ居られ候由承り候、庄野宿二百軒餘之處、一軒も立直さず住居致し候家は無之由に御座候、(之カ)下拙に親類中は、何れも無難に候得共、岩出市大夫殿旦家小社村從弟、家倒れ即死仕候、尾州名古屋は、一向ゆり不申候由申承候、内海邊は如何と奉存候、先は不取敢御答如斯御座候、頓首、

六月廿六日

岡田重藏

○井村傳太夫、江州路方京都へ罷越、歸國之節、道中見及候分話、

- 十四日地震は、大津に泊り合せ居申候處、夜八ツ時頃、餘程之地震、臥居申候所之天井杯、浪の打候如くに覺へ、兩戸はづれ轉げ、夫々逃出候との事、
- 大津、小舟口大損じ、小花川屋并に倒れ、石塲三町東の湖水に、十四日廿日迄、湯涌出候よし、
- 膳所の城、角櫓二つ崩、塀も半分崩、
- 草津、うばが餅半倒れ、
- 守山、道々下へおるゝ所大損じ、
- 目川、でんがく半倒れ、
- 梅の木も、大分損じ、
- 石部、即死八人、怪我人六十人、倒家卅軒許、
- 水口、御陣屋大痛み、
- 大野、燒鳥拾二三ヶ所倒、
- 土山、死人六人、畑へ假小屋を建居候也、
- ゐの鼻、たて塲半倒れ、
- 鈴鹿、坂の下、關、別條なし、
- 龜山、御城半崩れ、
- 北勢しかま村、別條なし、此村庄屋の話に、近邊の寺六十ヶ寺倒れ、神社は一社も損じなし、
- 庄野は、大損じ、

- 四日市は、大變、
- 日長、赤堀、大損じ、
- 神戸も二步(分)許家倒れ、
- 日子(根)、上野は、少々損じ、

○七月七日出、京都山本永吉書翰、

一伊州上野、死人、怪我人、潰れ家、御書上げ之寫、左之通、先日津表に言上に相成候、此後尙追々潰家も有之趣に候、上野町中に而、

一死人、
百三十人餘、

一怪我人、
百四十人餘、

一潰家、
四百六十七軒、

一燒失家、
六軒、

一半潰家、
五百軒、但しねぢ、ゆがみに相成候、

一潰土藏、
百五十九ヶ所、

一半潰土藏、
二百四十七ヶ所、

一潰小屋、
三百八十四ヶ所、但し小屋裏座敷共、

一半潰小屋、
百七十九ヶ所、

右之通に有之候、郷方は死人、怪我人共多分に有之候、寺院向は大體潰れ申候、

右之通申出候由、今に至晝夜十六七度餘震申候、折々大震

も有之、飲水いづれも泥水に相成申候、

○閏七月、同所方之來翰、

一伊州表死人、怪我人、崩家、其筋役方に而茂相分不申候、追倒れ家、怪我人出來申候、七月廿日承り候處、

郷中即死、四百四十九人、其後四百八十餘人に及び申候趣申來、

怪我人、八百九十四人、

御家中は、當分病氣之趣申立候方有之に付、相分不申候、

一東村と申邊、地裂け湖水出來申候、小田村の邊に候、

一御殿の北、西の方城山と申山崩れ、別に小山出來申候、

一御殿中、御徒士長屋、遙の谷底江飛び、瓦許見へ申候、其邊地面大に崩れ、大木も其儘多分倒れ申候、

四日市邊、濱田町續之分、

一潰家 五拾五軒、

一半潰家、 百四拾八軒、

一潰家死人、 拾貳人、

同濱一色、

一潰家、 貳拾七軒、

一怪我人、死人、 拾六人、

一半潰家、 貳拾軒、

右之通に御座候、以上、

○八月廿二日、伊州上野猪飼貞吉方松田氏來翰、(脱カ)

七月末迄は、餘程震ひ候、此節に至り次第に靜り候得ども、猶いまだ止み不申候、以上、

當地地震之様子、左に申上候、

去る六月十三日未牌、初而一震、格外之事無之、相續き又一震、是通例方大に而、皆々庭上へ出で、家に寄、ねり塀損じ申候、爾後不絶響有之、如雷、西北方來る、或曰、京攝間大震に

而此に波及する歟、又云、此地大變ある歟、人心畏怖、不安寢

食罷在候、十四日快晴、地響止不申候得共、格外之震無御座

候故、人心稍怠り候、其夜初更之頃、壹兩度小震有之、丑刻前に至り、忽ち一震、實に前代未聞之儀、大地も顛覆致し候様

被相思、初め一ゆり二ゆりに而、家忽ち崩れ候故、未及起立

して壓死する者あり、一手老親の手を引、一手小兒を抱きながら、梁に壓れ死するあり、足臂等を壓れ、宛轉する者も有

之、家々助け吳よと號泣致し候聲如湧、城并殿、學館、東西大

手門、并石垣、角櫓、(并カ)不家中等、一時に盡く傾倒、其他町方本

潰家四百六十七軒、燒失家六軒、半潰れ家五百軒、土藏百五

十九ヶ所、半潰土藏二百四十七ヶ所、死人百二拾四人、怪我

人百四拾二人、郷方本潰家千七百九拾二軒、半潰家三千二百

八十四軒、寺方本潰れ半潰合百六十六ヶ寺、社方并拜所合八拾七ヶ所、土藏、物置、本潰半潰合五千拾八軒、死人四百六拾九人、怪我人八百三拾壹人、死牛、怪我牛、合七拾九疋、死乗馬六疋、此外に藩中之死人も數多御座候、城近邊之山崩れ、谿となり、又野間村、西村、東村と申邊、殊に太甚、一村に而死者八十餘人に及び、一家九人暮し之百姓、七人迄死し候家有之、家内不殘死絶候家も御座候、此地本と田地に有之候處、地陥り、長さ凡三町許り、横壹町許之湖水、新に出來申候、其他田方土地之高低出來、水掛り不申所、多分御座候、郭外之酒屋之土藏、數ヶ所倒れ、大造成酒桶、城壕に轉じ、魚爲之に盡く死し候、所謂禍及於池魚、非特出火也、爾後日夜大小震通し、就中、十四日曉、十七日八ツ時、廿一日夜は、十四日之夜之大震と同様之震搖、家之傾き候者、此時又々多く崩れ申候、人々藪中に入り、假屋を造り、住居仕候、其頃、屢暴雨雷鳴有之て、雷地震、加之、以暴雨、夜中茂蚊張之内に而傘を張り、身容所も無之様相覺へ申候、暑濕之氣に染み、病人多出來申候、小生方二男御座候、兄は九歳、弟は三歳に御座候、兼而六月十三日より覺悟に而、大變之節は兄之方小生抱き、小兒之方家内抱遁れ候様、申合置候故、十四日大震之節、家内共に壹人宛抱き火急に蚊帳を出候時、直に厚き壁、寢所に倒

れ、家崩れ候得共、先々難を遁れ、只今に庭前之假屋に住居仕候、實に天幸に御座候、家崩れ候得共、幸に座敷壹間、乍大破残り居候故、普請致し候迄は、この壹間を修覆仕、寒氣を凌之心得に御座候、先は右之段貴答、旁地妖之様子申上度、如斯に御座候、

八月廿二日

猪飼貞吉

○妙見町木屋利兵衛は、江州日野出生に付、彼地へ見舞に參り、歸宅致し、徳田又左衛門江話之由傳聞、江州日野は家數二千軒許あり、仁正寺市橋の御領、水口加藤の御領、信樂多羅尾の御支配、三ヶ所入組なり、六月十四日夜、翌十五日朝五ツ時の地震に而、潰れ家五拾軒、損じ家は數しれず、死人六人有、十六日後も日々少々つゆり申候也、

○地震に付、四日市、

一住人死人、

百六十餘人、

一怪我人、

百九拾餘人、

一旅人、奉公人、

數不知、吟味中、

一たふれ家、四日市、

六分、

郡山、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

一城内、半倒、
 一町家、土藏家、百五拾軒倒、其餘 倒、
 一即死、百人餘、

○四日市大地震、

一北町、丸燒、六十三軒、
 内即死、七十三人、

一南町、丸燒、二十四軒、
 内燒失、貳軒、

一川原町、丸倒、八拾壹軒、
 内壹町許之間殘、拾七軒、

總數倒家三百四拾貳軒、半倒三百拾九軒、倒掛家七百五拾
 貳軒、

一土藏、町土藏許、六拾戸前、

一旅人死去、五百三十人許、相分り不申、

一赤堀、二十壹軒、

一内丸倒、拾貳軒、

一日永、四百竈、

一内殘、拾五軒、

一神戸、丸燒、二拾八軒、
(倒カ)

一寺丸倒、三ヶ寺、

一同半倒、四ヶ寺、
 一屋敷方丸倒、四拾八軒、
 一白子、搗酒屋許、土藏共丸倒、貳軒、

○和州信貴山變事、大坂山本屋伊右衛門書狀、

今寅年閏七月十一日は、毘沙門天御出現之日之由に而、一昨
 九日か三日之間、御守札千枚づゝ被差出候事に而、信貴山へ
 毎日夥敷參詣に御座候、然る處八日夜、宿坊に止宿之折柄、
 大雷鳴、大地震、雷は近邊へ落、參詣人大周章大騒ぎに御座
 候よし承り申候、地震も六月十四日の時は、さしたる事な
 く、此方は大よりのよきに御座候、

閏七月十一日 山本屋伊右衛門

〔續地震雜纂〕_四

○四日市伊達太右衛門書狀、十二月廿日出、
 同月廿三日着、

別紙

六月十五日、大地震之節、

一潰家、三百四十壹軒、
但し土藏小屋は、數に不入、

一潰燒失家、六十二軒、

一半潰家、三百拾九軒、

一半潰同様、七百八拾軒、

- 一 死人、 八十九人、
- 一 燒死人、 六拾八人、
- 一 潰寺、 拾壹ヶ寺、

〔地震海嘯正説録〕

大地震之件、

寅六月十三日午刻過、始而中地震に而驚入、又未刻頃前少少大地震に而、再恐怖、兩度共、諸人過半居家外へ飛出、夫夕暮に當、小ゆりには候得共、凡貳拾七度におよび、同夜を翌日へ向、折節は小ゆり有之候得共、至て間遠に而、先穩之間、一統安堵之思をなし候處、十五日曉已刻頃、再三異なる大地震、依之御城内、并兩大手石垣迄も崩落、其餘之建物は勿論、御家中并町郷中ともに、家々諸建物、一時に潰家又は大破に相成、即死人、并下敷に相成怪我人夥敷、別て夜中之儀共、難澁難盡筆紙、絶言語奉恐入候次第に御座候、夫夜明け迄、大中小打交始終ゆり續け、斯不容易天變、如何成儀と、別而老人子供鳴立、心勞絶兼、其後地震之模様、是迄之地震に大に變り、大砲放し候様成、ドント云音致候様震動有之、近頃は雷鳴之様成音も有之、其間々晝夜に貳三拾度餘、併段々薄らぎ、此頃は一晝夜に拾度程宛に御座候、則町郷中

是迄破損之處、

一本潰家二千百九十三軒餘、(併カ)

内

町方四百六拾七軒、外に燒失家七軒、

郷中千七百拾軒、

上野寺社十五ヶ所、

内五ヶ所本潰、

一半潰家四千拾一軒、

内

町方五百軒、

郷方三千五百八十六軒、

上野寺社五ヶ所、

一死人五百八十七人餘、(併カ)

内

町方百三十一人、

郷中四百五十五人、

寺社壹人、

一怪我人千九百七拾一人、

内

町方百拾貳人、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

郷方八百貳十九人、

一死牛九疋餘、(衍カ)

一怪我牛四拾五疋餘、(衍カ)

御家中、

一潰數不相分候得共、八九分通倒申候由、

一死人三拾六人程之由、

一怪我人貳拾八人程之由、

一斃馬六疋、

古市御家中、

一死人九人之由、

一怪我人六人之由、

一斃馬貳拾疋之由、

右之通り之大變に付、地震相やみ、危難相免れ、一統爲平和安穩之、追々御國中之寺社、并伊勢太神宮へ、重き御祈願被爲籠、其他上下にて神々へ祈誓祈願は申迄も無御座、其後少少間遠に相成申候、御城内を始め、郷中池川堤に而、長短廣狹有之候得共、割れ多分に出來、其上日々天氣合之儀、未申(丑カ)より巳寅之雲行にて、兎角薄曇勝に白雨はしげ／＼に相成、折々大白雨に而、雨水を割口方相合候はゞ、何時崩缺之儀難計、于今震動相止不申ゆゑ、一統に寢食を打忘れ、恐怖而已

仕居、尤此度之地震之根元は、上野と相見へ、右之續西北近在阿拜郡は、至て荒強く、別して本村野三田邊(大荒カ)は右崇、東村に而即死人八拾人餘、怪我人四百人餘、本潰家百二十軒餘之由、尙又外村も所に寄而は、田地并池之泉井溝崩缺、山落之場所、多分有之上、田畑搖傾、中には一間半にも及候場所所有之、流口東羽前川より田地に掛り、凡一町餘之幅、湖水様之處出來、深貳丈程も有之由、其餘も所々にて水溜り、又は築山様之物出來申、夫より伊賀郡、山田郡之儀も、上野最寄之村々荒強く、兩郡兩邊は、名張郡邊一段荒薄く、上野北近在とは、十分一潰之事にて、穩之方にて御座候、且又怪我人并介抱人、其餘町方村々に而難澁人共、元來飯料之辨無之、其日持にて取續居、又は少々貯有之候而も、本潰、半潰家、地震之程難計危候に付、寄付は勿論、取出しも出來不申候者、飯米賣所も無之、差當り必死食料に差支、難澁取續出來不申向は、御下行米、又は御貸等有之、取續方色々厚御世話有之、其上怪我人甚敷所江は、醫師等御差向に相成、種々御憐愍之筋御取扱有之、尙又諸人居所之儀は、建物も皆潰に相成、今更親類へ行所も無之向、不得止事、假小屋に住居仕、相歎き居、猶又諸事道具衣類は、潰家之下敷に相成、餘り掘出し手後向は、毎々雨天故、雨ぬれに相成、衣類雨腐申候、又掘出し候而

も遣り所も無之向は、野原に出し有之、口しませ同船雨ぬれにいたし有之、誠其邊之有様、不便成事、何分今に震動相止不申故、諸家業作業工夫に掛り居、町方并郷方荒甚敷、死人怪我人多分有之所々、尤前後之譯柄故、荒薄村々は、御城内建物崩跡取片付、御用人夫を相勤、日々扇之芝江罷出、焚出し被下、津方普作候は郷夫召連、御出張有之候得ば、騒々敷事に御座候得共、此上地震相治り候は、銘々居家諸建物、皆潰に相成向は、差當り取續方心配仕居申候、猶又一統斯大變にて氣打いたし、中にも死人、恠我人にて當惑仕體之人氣相衰、命數にも相懸り候儀不容易、且又當作方之儀も有之、地震に付、地面をメカタク相成、田草杯自由に取事出來不申由にて、百姓一統當作之程案じ相歎申候、天災之儀、上下とも倒れ之譯にて、助合之儀も難出來、何共恐入、此後取續之處、深く案じ候事に御座候、御城内并町坏建物歩口いたし候得ば、凡八步餘大破、半潰、寺潰之内へ籠申候、残り一貳步通之處、其儘に而往居出來候家一軒も無御座候、既に兩大手石垣坏、過半崩落候處に而、一體大破、御はんじ可被下候、此度之地震、伊賀國におゐては、神代以來無之天災と被存候、日々震動之度敷、増減は有之候得共、只今一晝夜六七度、又は十度餘も震動有之候へ共、餘程震ならでは應じ不申、町方にて

も店を明、商ひいたし候ものも、一町内に一二軒位の儀にて、今諸役所方、扇の芝假小屋に而、地震御用に而已御國扱に而、難澁心配而已仕居候、未米相場立不申、心配暮居申候、此度之地震は、大砲歟雷地震とか申、天變不思議成天災にて、前代未聞大難、歎ケ敷次第、御推察、何卒地震もさつぱりと相止、平和穩之場に爲致度様、祈居候事御座候事、

爰に記す處は、藤堂侯御在所の地震の届書にして、聊も虚談なし、能々及熟覽候へば、見るうちにあはれを催し、此地震に逢ひし人々の、其時の有さま如何ならんと思へば、人の事とは思はれず、今にもあれ、此様な目に出逢なば、其狼狽せんと思ひやられたり、天災とはいひながら、扱も一、恐れ入し事なり、江戸は水道の多くあることゆゑ、大地震はなごといふ族最多けれど、左にあらず、天地の變動、水脈の變に至りては、水道より空氣の漏る位は絶て益にたゞざることなり、丙丁の憂ひは、火之用心の心得有べけれど、地震決水の變に至りては、日頃の心えかたなきことゆゑ、實に是恐るべきの甚敷事なり、

〔安政二年乙卯珍話〕

安政元年甲寅六月十五日曉丑之刻、京都大地震に而、禁裏御所方、桂皇居御庭上に假屋被構、其内暫時近衛殿亭被爲渡

安政元年

御、新待賢門院には正親町家江被爲渡候由、同日、大和、攝津、伊勢、伊賀、美濃、尾張、大地震、

大日本地震史料 卷之十八 終